

キャリア教育等連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「人生100年時代ひとづくり構想会議(第一分科会)」の提言に基づく各事業の成果や課題を検証し、その解決や質の向上のための具体的な取組み方策について検討するため、キャリア教育等連携推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議では、主に次の事項について検討する。

- (1) ライフプラン教育・キャリア教育に関すること。
- (2) ふるさと教育・グローバル人材の育成に関すること。
- (3) 新たな時代に必要とされる能力(探究力、情報活用能力、非認知能力等)の育成に関すること
- (4) 家庭、学校、地域・社会、産業界、高等教育機関、行政機関との連携に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、経済界及び各種団体の代表者等のうちから教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(会長等)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会議を進行する。

3 会長が出席できないときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、教育長が招集する。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、教育長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して検討する場合
 - (2) 公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 教育長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第7条 会議に、専門の事項を協議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから教育長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(アドバイザー)

第8条 会議に、必要な意見を聴くため、アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、富山県教育委員会教育企画課で処理する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。